

神戸市公告

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

神戸市グループウェア構築・運用保守業務 一式

(2) 履行場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部

(3) 履行（契約）期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 調達内容

調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格は、以下の(1)から(6)までの要件を全て満たす事業者とします。

(1) 令和6年度及び令和7年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

(2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 実施の公表を開始した日から落札者決定までの間に、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）の期間がない者であること。

(5) 「神戸市ICTガバナンス・情報セキュリティ対策支援業務」を受託していない、若しくは受託している者と資本関係のないこと。

(6) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下

同じ。)として参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係るすべての責任を負う。また、共同事業体の構成員は、上記(1)(2)(3)(4)(5)の要件をすべて満たす必要がある。また、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

(7) 業務の一部を再委託(再々委託を含む。)する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。ただし、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和6年3月25日(月)から令和6年4月5日(金)午後4時まで

(2) 交付方法

入札説明書は本市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20240325_nextgw_rfp.html

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出期間

令和6年3月25日(月)から令和6年4月5日(金)午後4時まで

(2) 提出先

神戸市企画調整局デジタル戦略部ICT業務改革担当

E-mail: ict_innovation@office.city.kobe.lg.jp

(E-mailアドレスは、◎を@に変更してください)

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。提出後は電話で到着確認の連絡を行うこと。

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号(郵便番号650-8570)

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部ICT業務改革担当(電話番号078-322-6248)

E-mail: ict_innovation@office.city.kobe.lg.jp

(E-mailアドレスは、◎を@に変更してください)

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和6年4月15日(月)から令和6年5月7日(火)午後4時まで(持参の場合は、市

役所開庁日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。））

(2) 提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650 - 8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部ICT業務改革担当（電話番号078 - 322 - 6248）

E-mail : ict_innovation@office.city.kobe.lg.jp

（E-mailアドレスは、◎を@に変更してください）

(3) 提出方法

入札書及び内訳書は持参又は郵送・宅配とします。持参の場合は、事前に電話連絡をしてください。また、郵送・宅配の場合は送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。提案書等のその他の必要書類は電子メールで提出し、提出後は電話で到着確認の連絡を行ってください。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者（関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月31日（金）午後2時

(2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館11階 研修室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問
令和6年3月29日（金）午後4時まで

イ 落札者決定基準及び調達仕様書等の質問
令和6年4月5日（金）午後4時まで

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受け付けません。アの質問については、質問受付後、随時質問者に回答します。イの質問については、事業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者または入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉回答します。質問受付締切り後は、調達仕様書の内容その他入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書及び提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札参加資格のない者が入札したとき。なお、入札時点で入札参加資格がない場合でも、開札日までに入札参加資格を取得すれば、当該入札は有効なものとする。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項第1号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とする。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約）。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計を総合評価点として、最も高い者を落札者とします。

(1) 評価項目と配点

	(配点内訳)		
	【提案書】		
技術点	1	提案者について	230点
	2	本業務の内容	30点
	3	機能要件	800点
	4	非機能要件	270点
	5	業務委託要件	180点
	6	運用要件	220点
	7	保守要件	80点
	8	業務継続性要件	20点
	9	サービスレベル定義	40点
	10	その他留意事項	30点
	11	追加提案	100点
	価格点		1,000点
	総合評価点		3,000点

(2) 技術点等により失格となる条件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 技術点の合計が800点に満たない場合

イ 提案の内容が、「神戸市グループウェア構築・運用保守業務仕様書」の調達範囲及び前提要件（システム利用時間、利用者、利用規模）を満たさない場合

ウ 「神戸市グループウェア構築・運用保守業務仕様書」の「別紙1_機能要件一覧」にて提示する必須項目が実現できない場合で、妥当な代替策の提案がない場合

エ 提案書に記載された障害時対応の内容が著しく不足している場合

(3) 落札者の決定基準

- ア 入札金額が、本市が定める上限の範囲内であり、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。
- イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。更に技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

- (1) 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。
- (2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）にて随時受け付けしています。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

14 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

- (1) Contract Content : Construction and operation of the next groupware.
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 16:00 P.M. on April 5, 2024.
- (3) Deadline for submitting bids : 16:00 P.M. on May 7, 2024.
- (4) A contact point where tender documents are available : Digital Strategy Department, Planning and Coordination Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano - cho, Chuo - ku, Kobe 650 - 8570, Japan. TEL 078-322-6248